

自然アクセス制の国際比較研究

International Comparative Study on Public Access to Nature

三俣 学 *

MITSUMATA, Gaku

1. はじめに

これまでのコモンズ研究では、入会など利用者が限定されている閉鎖型コモンズ研究とともに、同一の土地上を不特定多数の人々が重層的に利用する開放型コモンズ研究が展開されてきた。本研究は、後者の研究を発展させるべく、万人が他人の所有地上にアクセスを行い一定の活動をなしうる権利や制度、すなわち、自然アクセス制がどのように生成・維持されているかを解明すること、(2)自然アクセス制の可能性と課題を導出することである。研究方法は、英国、北欧3国、中欧2国、米国および日本を対象とし、文献収集・現地で自然にアクセスする来訪者へのアンケート調査、関係機関での聞き取り調査による。

2. 分析結果

2-1 アクセス制を裏付ける法や慣習

自然アクセス制を裏づける法や慣習は、各国で類似点もあるが、それぞれ異なっている。たとえば、スウェーデンやフィンランドにおいては、万人権を慣習で運用する一方、ノルウェーでは1957年に野外活動法で、英国では2000年に歩く権利法によってアクセス権を規定している。また、ドイツでは、連邦法の中に自然アクセス権を、スイスでは連邦憲法と民法で位置づけるとともに、現場における細目事項については自治体（カントン）で決めている。米国においては、一部の州を除き、法律にも慣習にも明瞭なアクセス権はないが、保全地役権設定などを駆使して自然保全を行うとともに、公衆のアクセスを可能にする仕組みを拡大させている。日本においても、自然アクセスの法的位置づけはないが、近年、私有地上をふくむフットパスの新設、延伸が各地で見られる。

以上、自然アクセスを保障する法や慣習の内容における共通性は、自然を愛でるためのアクセスを基本としている点にある。それを保障するために、①自然を破壊しない、②プライバシーを侵さないという2原則が、各国ともにほぼ通底していることが分かった。

2-2 多様なアクターによる管理・協働・利用

各国ともに、公衆の自然アクセスを維持するために、対象となる自然を保全し、そこにアクセス可能な仕組みを、①政府、②地方政府、③特に自然保全を目的として結成されたアソシエーション、④土地所有者が権能を分かちながら維持している。また、⑤自然にア

*同志社大学経済学部

e-mail: gmitsuma@mail.doshisha.ac.jp

アクセスする来訪者自身が同制度の維持に寄与していることが分かった。つまり、アクセス権とそれを規定する法や慣習の重要性を理解している来訪者が多いこと、犬の糞、標識やカントリーサイドコードに従う重要性を認識する来訪者が多いこと、自然にアクセスを始めたきっかけが、幼少期に家族や友人由来から与えられ、上記の2原則を遵守する規範や自然での振る舞いを学び取っていることが多いことが判明した。

2-3 自然アクセス制の環境政策的含意

文献調査および利用者アンケートを通じた各国比較から、自然アクセス制がもたらす正の側面と課題としての負の面は以下の図の通りにまとめることができる。

自然アクセス制の可能性と課題	
評価されている点（可能性）	問題点・議論を要する点（課題）
1. 人々の自然への関心を喚起できる ・人々の環境に対する関心を育成する ・自然美や自然の重要性についての教育を促進する ・人々の野外活動を通じた心身の健康維持・増進する	1. コンフリクトの発生とその解決に向けた調整・政策の必要 土地所有者v.s.利用者 利用者v.s.利用者 マナーの悪い・ルールを破り利用者の存在（不法投棄・破壊者）
2. ツーリズムなど農山村への経済効果を生みだす	2. 大規模かつ商業利用による土地所有者の不安感増加とその解消の必要（土地や自然の劣化につながる利用集中）
3. 多様な生態系サービスの供給が高いレベルで可能になる	3. 事故の責任帰属・補償等の問題（所有者責任か利用者責任か？）
4. 環境保全政策に対する国民の理解を促しうる	4. 権利としての万人権の規定方法（不文律・慣習・立法化？）
5. 乱開発抑制機能が発揮されうる (第三者の慣習的利用による所有権者への意義申し立てによ	5. 費用負担の在り方（以上にかかる費用をどのように誰が負担するか？）

（備考）三俣・齊藤(2022)表12-3から転載

3. まとめと考察

自然アクセス制は、「公」「共」「私」の連携と協働のもとで成立している。同一空間の重層的利用ゆえに生じうるトラブルを乗り越えるために、法や慣習が重要な役割を担っている。同時に利用の局面において、自然にアクセスにする人々の自然アクセスに関する法や慣習についての知識、トラブル回避行動、自然での技能や作法が重要な役割を担っている。このような環境権的権利や慣習が果たす乱開発抑止効果については、万人が原告適格を有するものではない、という理解が各国では一般である点では、脆弱さを持つものの、権利や慣習の存在それ自身によって、開発側も認可を与える行政も、開発行為に対し慎重に対応せねばならない。それゆえ、乱開発抑制にも一定の効果を有する可能性を持っている。

参考文献

- 平松紘（2003）「イギリスにおける‘歩く権利法’と自然保護—自然共用制に向けて—」
 環境法政策学会編『環境政策における参加と情報的手法』商事法務、pp. 166-174.
 三俣学・齊藤暖生（2022）『森の経済学』日本評論社、p. 245
 三俣学編（2023）『自然アクセス—“みんなの自然”をめぐる旅』、日本評論社。